

地方公営企業の現状について

総務省による地方公営企業の改革に向けた取組み

○公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

＜公営企業を取り巻く環境＞

□人口減少 □インフラ強靱化、大量更新期の到来 □財政健全化法の施行 □地方分権改革

経営手法の検討

✓ **公営企業の抜本改革**
(平成21～25年度)

→「公営企業の経営に当たっての留意事項について」
(平成21年7月8日付通知)

→第三セクター等改革推進債
(平成21年度～平成25年度)

経営のあり方について、引き続き不断の見直しを行うべき。

経営状況の把握

✓ **地方公営企業会計基準の見直し**

(平成26年度予算・決算から)

→損益の認識、資産・負債の把握等が正確に出来るようになる。

□ **地方公営企業法の適用範囲の拡大**

(総務省研究会で検討中)

→現在地方公営企業法が非適用となっている公営企業にも法を適用することを検討。

経営戦略の構築

✓ **公営企業の抜本改革**
(平成21～25年度)

→経営計画の策定

✓ **資本制度の見直し**
(平成24年4月から)

→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。

□ **経営戦略構築支援**
(検討中)

→財務の健全性とインフラ更新の両立等のために、各企業における経営戦略の構築を支援。

公営企業の経営改革について

公営企業の抜本改革及び三セク債の活用の検討

○ 公営企業の抜本改革の検討

- 各地方公共団体においては、各公営企業の事業の特性を勘案しつつ、その経営の実態を的確に把握し、抜本的改革の推進を平成25年度までの間に集中的に行うことが望まれる。
- 公営企業の抜本改革の検討に当たっては、まず、現在公営企業が行っている事業そのものの意義、供給しているサービス自体の必要性について検討する必要があり、意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである。また、事業の継続、サービスの供給自体が必要であると判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化・民間への事業譲渡等について検討する必要がある。
- 更に、事業手法の選択について十分検討を行い、地方独立行政法人制度、指定管理者制度、PFI事業、民間委託等の事業手法の導入について、総合的に比較検討を行い、費用対効果が最大となる事業手法を選択すべきである。
- また、「新地方公会計モデル」による公営企業会計も連結対象とした連結財務書類の整備が鋭意進められていること等も踏まえ、特段の事情がある場合を除いて、地方公営企業法の全部又は一部を積極的に適用する必要がある。

○ 第三セクター等改革推進債の活用の検討

- 第三セクター等改革推進債は、公営企業債の繰上償還等公営企業の廃止を行う場合に必要となる経費を対象とすることができるものであり、その活用も念頭において、抜本改革の具体案を検討されたい。

公営企業の計画的経営の推進に関する事項

引き続き公営企業形態で事業を行う場合には、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するために、特別会計を単位として、「経営計画」の策定を行うことが望ましい。

一 「経営計画」の策定

- 計画の策定に当たっては、下記の項目について所要の検討を行った上、記載することが適当である。
 - 投資に関する事項
 - 料金その他の収入に関する事項
 - 一般会計からの繰出金に関する事項
 - 経営基盤の強化に関する事項（①組織の活性化と人材の育成、②企業環境の整備、③資産の有効活用等）

二 「経営計画」を活用した業績評価等

地方公営企業の抜本的改革等の取組状況(平成24年4月1日現在)

事業廃止 (平成16年度(※)からの実施数)		民営化・民間譲渡 (平成16年度(※)からの実施数)		指定管理者制度 (導入数)		PFI (導入数)		公営企業型地方独立行政法人(導入数)	
280事業 (152事業)		233事業 (79事業)		707事業 (103事業)		53事業 (9事業)		35法人 (24事業)	
県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等	県・政令市等	市町村等
27 (11)	253 (141)	37 (15)	196 (64)	110 (13)	597 (90)	28 (4)	25 (5)	21 (12)	14 (12)
宅地造成 観光施設その他 介護 病院 簡易水道	76(50) 49(22) 40(18) 39(16) 24(14)	介護 病院 交通 観光施設その他 市場 電気	117(41) 28(11) 23(6) 22(5) 7(4) 7(3)	介護 観光施設その他 駐車場 病院 港湾整備 下水道 市場 と畜場 簡易水道 宅地造成	199(24) 154(27) 148(16) 70(11) 32(8) 31(3) 30(10) 22(2) 7(1) 7(0)	下水道 病院 水道 観光施設その他	20(4) 13(2) 9(2) 4(1)	病院	35(24)

(※)平成16年度から調査開始(「地方公営企業の経営の総点検について」(平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知)に基づくもの)

(※)()内の数値は、平成21年4月2日から平成24年4月1日の実績で内数。

<参考>公営企業における三セク債の活用状況(件数:H21年度～H24年度)

病院				土地関係	交通その他	合計
地方独法化	広域連合化	廃止	小計			
8	4	3	15	11	3	29

民間的经营手法の評価(平成24年度調査より)

民営化・民間譲渡	指定管理者制度	PFI	公営企業型地方独立行政法人
<p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間の経営ノウハウの活用によって、サービス水準の向上、一層の効率的な運営が期待できる。 ➢ 施設売却による収入増及び維持管理経費の節減につながる。 	<p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業の財務状況が改善するとともに、民間的な経営手法の導入により利用者が増加した。 ➢ 効果的・効率的な事業運営やサービスの向上により、利用人員と収益を大幅に増やすことができた。 ➢ 柔軟な組織管理等により、管理費用を抑制することができた。 ➢ 一般会計からの操出金の額を減らすことができた。 ➢ コスト削減や利用者等のニーズに合わせた柔軟な施設運営が可能になった。 <p>(デメリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設の大規模修繕等に当たって、委託者と受託者の負担の考え方が不明確となっている。 ➢ 市が現場で直接業務を行わないことから、現場が見えにくくなる及び緊急な案件等の指示が遅れる場合がある。 	<p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施設設備から維持管理まで専門的知識を有する民間企業が事業を実施することで、コストの縮減等に資することができる。 ➢ 民間事業者の創意工夫により、施設設備がより簡易かつスピーディーに実施され、住民に対するサービス内容が向上した。 ➢ 建設から維持管理までが一括契約となることで、民間事業者側にとっては安定的に業務を確保でき、事業運営の工夫をする余地がある。 	<p>(メリット)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 収支バランスの範囲内で医療従事者等に係る柔軟な人事・給与制度の導入が可能となった。 ➢ 経営に関する権限が法人に委譲され、現場実態に即した効率的・効果的な経営が行われる。 ➢ 職員定数の制約等が無く、必要な人材の確保が迅速・的確に行われる。